

四日市市消防本部訓令第2号

四日市市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月26日

四日市市消防長 小谷 正人

四日市市消防署の組織に関する規程の一部を改正する規程

四日市市消防署の組織に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(分署等の名称及び位置)	
第2条 消防署に次の分署及び出張所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。	
(略)	(略)
四日市市北消防署朝日川越分署	三重郡朝日町大字小向375番地2
(略)	(略)
四日市市南消防署南部分署	四日市市大字泊村4184番地3
四日市市南消防署西南出張所	四日市市六名町580番地1

改正前	
(分署等の名称及び位置)	
第2条 消防署に次の分署及び出張所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。	
(略)	(略)
四日市市北消防署朝日川越分署	三重郡朝日町大字小向 <u>字七反田</u> 375番地2
(略)	(略)

四日市市南消防署南部分署	四日市市大字泊村字西奥4184番地3
四日市市南消防署西南出張所	四日市市山田町1373番地3

附 則

この規程は、令和8年2月26日から施行する。

(消防本部総務課)